

令和7年度

東広島市立中央中学校生徒指導規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。生徒が充実し、安全かつ安心した学校生活を送るという観点と、将来にわたって社会の一員として規則を守る大切さを学び、自分を律する心や態度を養うという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条（登下校）

登下校については、次のことを指導する。

- (1) 徒歩通学は、歩行者のマナーを守り通学路を通る。
- (2) 自転車通学は自転車通学許可ルールに従い交通マナーを守り通学路を通る。安全確保の面から、二人乗りや傘をさすなどの片手運転、ヘルメットの未着用（あごひも外し）等、関係法令や校則の違反を確認した場合には下記の①～④のようにする。改善されなければ、自転車使用停止や自転車通学許可の取り消し（年度内）とする場合もある。
 - ① 1回目→注意
 - ② 2回目→保護者連絡
 - ③ 3回目→使用停止1週間（土日含めた7日間）
 - ④ 4回目→使用停止1か月（土日含めた30日間）
 - ⑤ 5回目以降→使用許可の取消（年度内、3月の場合は年度が変わっても30日間は取消とする。）
- (3) 登下校の服装は原則制服で行う。ただし、1時間目やその日の最後の授業でジャージ、体操服、ハーフパンツが必要な場合は、ジャージ、体操服、

ハーフパンツで登下校をしてもよい。また、部活動の朝練習の登校時、午後練習の下校時、休日の部活動の登下校は部活動が指定する服装でもよい。

- (4) 授業日の登下校は学生鞆で行う。学生鞆に収まりきれない荷物をサブバックに入れて持ってくる。サブバックだけでの登校はしない。但し行事等で学校からの指示のあった場合にはサブバックのみで登下校することができる。
- (5) 学生鞆とサブバックは自転車の荷台に荷くくり紐等で固定させ、前かごに入れて登下校しないよう指導する。学生鞆を背負って自転車通学してもよい。

第3条（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導する。

- (1) 登校時間は8時10分（朝読書開始時刻）とし、8時10分に読書を始められるように着席する。8時10分までに教室に入っていない場合は遅刻とする。
 - ・遅刻の場合、登校後すぐに職員室に登校したことを報告しに行かせ、職員室の教員が確認し出席ボードに記入してから教室へ向かわせる。
 - ・早退の場合、下校前に職員室で早退することを報告しに行かせ、職員室の教員が確認し出席ボードに記入してから下校させる。
- (2) 朝の学活終了時までには連絡がなく登校していない場合には、家庭と連絡をとる。
- (3) 欠席や遅刻の連絡は、7時50分までに保護者に学校へ連絡してもらう。
- (4) 無届の遅刻を繰り返す生徒に対しては、保護者に連絡し、指導を行う。
- (5) 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校

手段等)を学校に連絡する。

- (6)原則、登校したら校外に出ない。特別な理由のある場合は、職員室に連絡して許可を得る。

第4条（頭髪・眉）

頭髪・眉については、次のことを指導する。学習や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪形・眉とする。

- (1)前髪は学習、運動の妨げにならない長さとする。
- (2)髪型は自然で奇抜でないものとする。
- (3)校則に違反した頭髪（ピンの位置、結び方等も含む）についてはその場で指導し、直させる。すぐに直せないものは期限を約束し、直させる。
- (4)不自然な髪型（そり込み、不自然でバランスの取れていない髪型、髪を立たす、染色、脱色、パーマ、整髪料の使用等）は、保護者に連絡し、直させる。
- (5)眉に手を加えた場合には保護者に連絡し、生えそろうまで眉墨等でかいて登校し、職員室で確認してから教室に入る。
- (6)校則に合う髪型・眉等に直す意志がないと判断される場合には、別室で特別な指導を行う。

第5条（服装、身なり）

制服等、身なりについては、次のことを指導する。

- (1)校則に違反した服装については、その場で指導し直させる。直す意思のない場合は、別室で特別な指導を行う。
- (2)シャツの裾を出す、名札・ネクタイ・リボン・ベルトをつけていない、ボタンを留めていない等の服装の乱れは、その場で指導し直させる。度重なる違反があり、改善が見られない場合には保護者に連絡し、指導を行う。

第6条（不要物・装飾・装身具等）

不要物・装飾・装身具等については、次のことを指導する。

- (1)携帯電話・ゲーム機・音楽プレーヤー・漫画本・菓子類など、学習に関係ないものを学校に持ってきていた場合には学校で預かり、指導する。
- (2)ピアス・ネックレス・指輪などのアクセサリ類、また、化粧やマニキュアなどは、別室で指導を行い直させ、保護者に連絡をする。
- (3)健康上の理由で、リップ、ハンドクリーム、日焼け止め、制汗シートを使用する場合は、すべて、無色、無臭（無香料）で、色やラメがないものを使用すること。ごみは、必ず捨てさせる。また、スプレータイプは、炎天下等高温下では破裂の危険があるため、使用禁止とする。（令和5年度より許可書は廃止。）
- (4)飲用のために持参してもよいのは、「お茶」のみとし、水筒に入れて持参する。ただし、休業日や長期休業中など授業のない日の部活動は部活動顧問の許可でスポーツドリンクを持ってくることができる。体育大会練習期間中は教職員の指示でスポーツドリンクを持ってくるができる。（ペットボトルに入れて持ってくる場合は、カバー等をする）。
- (5)金品などの貴重品を持ってくるはいけない。事情により持参した場合は、朝の早い段階で担任等に預けることとする。
- (6)不要物は学級担任または学年の生徒指導担当が預かり、保護者に返却する。（原則保護者に来校してもらい、返却する。）間違えて持ってきてしまい1時間目開始までに自己申告で担任等に預けた不要物に関しては放課後本人に返却する。
- (7)携帯電話やスマートフォンの校内持込みは禁止する。校内に持ち込んだ場合は、物品を学校で預かり、保護者に返却を行う。

第7条（授業・試験・学校生活等）

授業・学校生活等については、次のことを指導する。

- (1) 教職員の指導に従わない、指導無視、暴言等の行為のあった場合には別室で指導を行う。
- (2) 授業規律を乱した場合（指導無視、暴言、立ち歩き等）は正すように指導する。その指導に従えない場合は別室で特別な指導を行う。
- (3) 別室で指導しても改善が見られない、行為を繰り返す場合は、別室である程度の期間をとって特別な指導を行う。
- (4) 授業エスケープ（無断欠席・欠課）については保護者に連絡し、別室で特別な指導を行う。
- (5) 試験の不正行為については、別室で事実を確認し該当試験の得点を0点とし、またこの期間に受けた教科の試験も0点とする。
- (6) 保健室の利用は、「保健室連絡票」に担任、教科担当、または学年の先生に理由を書いてもらい利用する。緊急の場合を除き、この「保健室連絡票」がなければ利用できない。なお、保健室の利用は原則1時間までとし、体調の回復しない場合には保護者に連絡し、早退させる。

また、保健室を利用し1時間休んだ場合は、放課後の部活には参加せず、体調の回復に努める。

第3章 校外での生活に関すること

第8条（万引・窃盗・飲酒・喫煙等）

法に触れる行為（万引・窃盗・飲酒・喫煙等）については、次のことを指導する。

- (1) 事実が判明したら、即時別室にて事実確認を行い、保護者の来校を求め、特別な指導を行う。

第9条（家出・夜間外出等）

家出・夜間外出については、次のことを指導する。

- (1) 事実が判明したら、即時別室にて事実確認を行

い、保護者の来校を求め、特別な指導を行う。

- (2) 保護者は、保護者の同伴なしで生徒を外泊させないようにする。
- (3) 保護者は、夜間（午後11時から翌日午前4時まででは広島県の青少年育成条例でも規制）生徒を外出させないようにする。
- (4) 暴走族等、い集集団への加入及び参加についても別室での特別な指導を行う。

第4章 特別な指導に関すること

第10条（生徒間暴力・対教師暴力・対人暴力・器物損壊）

「暴力行為は許されない」という認識の下、別室にて特別な指導を行う。

- (1) 暴力行為のあった場合には事実確認後、行為についての反省ができれば、被害者への謝罪の場を設定する。
- (2) 暴力行為によって必要となった病院治療費や諸費用については、加害者側が支払うものとする。
- (3) 生徒が故意に学校の建造物や物品を破損させた場合、本人と保護者がその修繕の責任をもつ。

第11条（いじめ）

「いじめは許されない」「いじめる側が悪い」という認識の下、別室にて特別な指導を行う。

- (1) いじめを発見したら、被害者の意思を尊重しながら取り組む。事実確認後、行為についての反省ができれば、被害者への謝罪の場を設定する。
- (2) いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめる側と同様に許されないという認識の下、厳しく指導する。

第12条（「特別な指導」について）

問題行動を起こした生徒で、通常の教育活動の中では十分に反省することが難しいと考えられ、教育

上必要であると認められる場合は、別室での特別な指導を実施する。

(1) 別室では面接指導や振り返り、教科指導等を行う。場合によっては、「通常の授業を受けながら『振り返りカード』を記入させる指導」を行うこともある。

(2) 別室での特別な指導の期間は、本人の反省の状況、発達段階、常習性などを配慮して学校長が判

断する。

(3) 事案によっては学校での指導にとどまることなく、警察等の関係諸機関と連携をする。

特別な指導に関する規程

1 特別な指導の目的

特別な指導の目的は、社会のルール（違法行為）及び学校で定めた生徒指導規程の内容に違反した場合、その生徒に対して、再び問題行動を起こさないために、自らの行動を振り返り（反省）今後の学校生活に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるようにすることにあります。保護者のご理解とご協力をお願いします。

2 実施場所

- ① 相談室 1、2
- ② 会議室 1、2
- ③ その他、空いている教室

3 期間・担当者について

- ① 1 時間から 5 日間。繰り返しの問題行動については、さらに 1 週間。
- ② 問題行動等の種類、反省状況、評価等により変更することもある。
- ③ 生徒指導主事・担任・学年教員を中心に、全教職員で当たる。

4 特別な指導の留意事項

- ① 時間を守る
 - ② 先生の指示に従う
 - ③ 他の生徒との接触をしない（トイレ休憩も）
 - ④ 校内外を徘徊しない。
 - ⑤ 部活には参加できない。原則、8：30 登校、15：00 下校。状況に応じて変更する場合もある。
- ※ ルールが守れない場合は家庭連絡をして保護者に迎えに来てもらう（下校）。その日の再登校は認めない。

5 特別な指導の手順

- ①校長（管理職等）・生徒指導主事・学年主任において指導日数（時間数）・指導の方針・内容等を決定する。
- ②担任・学年主任・生徒指導主事（管理職等）が本人・保護者と①について確認する。
- ③学年で体制を組んで、指導（支援）を行う。

6 教室復帰後の指導

- ①『振り返りカード』を原則1週間記入し、経過観察をする。（状況によっては再度特別な指導もありうる）
- ②放課後、担任（学年教員）と面談し1日を振り返る。『振り返りカード』を持ち帰り、保護者に記入してもらい、翌日に担任に提出する。